○白石町空き家・空き地バンク制度実施要綱

平成30年3月1日 訓令乙第44号

改正 平成31年4月1日訓令乙第51号 改正 令和2年4月1日訓令乙第79号

(目的)

第1条 この要綱は、白石町における空き家及び空き地の情報提供を行い、空き家及び空き地の有効活用を通して、空き家の老朽化に係る危険を回避し、防犯や公衆衛生等の環境を改善するとともに、移住定住の促進による地域の活性化を図るため、白石町空き家・空き地バンク制度の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に 定めるところによる。
 - (1) 空き家 白石町内に存する戸建住宅又は併用住宅で、現に居住していない、又は近く居住しなくなる予定の良好に管理され2年以上居住可能な状態にある建物及びその敷地のうち、売却できる、又は2年以上引き続き賃貸することができるものをいう。ただし、賃貸又は分譲を目的として建築、若しくは取得した建物及びその敷地は除く。
 - (2) 空き地 白石町内に存する現に居住の用に供する建物が無い土 地で、登記地目が宅地となっているもののうち、売却できるものをい う。ただし、賃貸又は分譲を目的として取得した土地は除く。
 - (3) 所有者等 空き家又は空き地に係る所有権その他の権利により 当該空き家の売買、賃貸等、又は当該空き地の売買等を行うことができる権利を有する者をいう。
 - (4) 空き家利用者 白石町への定住を目的として、第1号に定める 空き家の購入、又は賃貸を希望する者をいう。
 - (5) 空き地利用者 白石町への定住を目的として、第2号に定める 空き地の購入を希望する者をいう。
 - (6) 宅地建物取引業者 次のア、イ全てに該当する者をいう。 ア 宅地建物取引業法(昭和27年6月10日法律第176号)第

- 15条第1項の規定による宅地建物取引士を設置した事業者であること。
- イ 町長との間で白石町空き家・空き地バンク制度の空き家及び空 き地の媒介に関する協定書を締結した事業者であること。
- (7) 空き家・空き地バンク制度 所有者等から申込みを受け、登録 された情報を空き家利用者及び空き地利用者に対し情報発信を行う 仕組みをいう。
- (8) ホームページ等 白石町が管理運営するホームページ、又は発出する紙媒体をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家・空き地バンク制度以外による空き家及び空き地の取引を規制するものではない。

(空き家・空き地の登録申込み等)

- 第4条 空き家・空き地バンク制度による空き家の登録を受けようとする 所有者等は、白石町空き家・空き地バンク登録申込書【空き家】(様式 第1号)を、空き地の登録を受けようとする所有者等は、白石町空き家・ 空き地バンク登録申込書【空き地】(様式第2号)を町長に提出するも のとする。
- 2 町長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、内容を審査 し、適切であると認めたときは、空き家・空き地バンク登録台帳に登録 するものとする。ただし、白石町特例農地指定申出制度実施要領に基づ く特例農地の指定がなされた場合に限り、空き家又は空き地に付随する 農地についても空き家・空き地バンク登録台帳へ登録することができる。
- 3 町長は、前項の規定により登録したときは、白石町空き家・空き地バンク登録完了通知書(様式第3号)により所有者等に通知するものとする。
- 4 町長は、第2項の規定による登録をしていない空き家又は空き地で、空き家・空き地バンク制度に登録することが適当と認められるものは、 当該所有者等に対して空き家・空き地バンク制度による登録を勧めることができる。

(空き家・空き地の登録事項の変更)

- 第5条 前条第3項の規定により登録完了の通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、登録事項に変更があったときは、速やかに白石町空き家・空き地バンク登録事項変更届出書(様式第4号)により届け出なければならない。
- 2 町長は、前項の規定による届け出がなされ、その内容が適切であると 認めたときは、空き家・空き地バンク制度の登録内容を変更する。

(空き家・空き地の登録の取消し)

第6条 登録者は、第4条第2項の規定による登録した空き家又は空き地の登録を取り消すときは、白石町空き家・空き地バンク登録取消書(様式第5号)を町長に届け出なければならない。

(空き家・空き地の登録の抹消)

- 第7条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家・空き地 バンク登録台帳の登録を抹消し、白石町空き家・空き地バンク登録取消 完了書(様式第6号)を登録者に通知するものとする。
 - (1) 白石町空き家・空き地バンク登録取消書の届出があったとき。
 - (2) 空き家・空き地バンク登録台帳に登録されていることが不適当 と町長が認めたとき。

(空き家・空き地情報の提供)

- 第8条 町長は、空き家・空き地バンク登録台帳に登録されている空き家 及び空き地の情報を町ホームページ等により広く提供するものとする。 (登録者と空き家利用者又は空き地利用者の交渉等)
- 第9条 町長は、登録者と空き家利用者又は空き地利用者との交渉及び契約については、直接これに関与しないものとする。

(個人情報の保護)

第10条 空き家・空き地バンク制度の運用にあたり知り得た個人情報の 取扱いについては、白石町個人情報保護条例(平成17年白石町条例第 12号)に定めるところによる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。 附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日訓令乙第51号) この要綱は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 (令和2年4月1日訓令乙第79号) この要綱は、令和2年4月1日から施行する。